

【附属資料】用語の説明

あ

移動等円滑化基準

バリアフリー新法に基づき、移動のおよび施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがあります。

移動等円滑化経路

建築物移動等円滑化基準で定められる基準のひとつで、道等から不特定多数、又は高齢者、障害者等が利用する居室、および障害者等が利用できるトイレ、車いす使用者用駐車施設までの経路について、段の解消や車いす使用者も容易に開閉できる戸にするなどのバリアフリー化された経路のことです。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

か

かさ上げ

駅においては、車両とプラットホームの段差を平らにするため、プラットホームの床面を高くすることをいいます。

グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者等の転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

建築物移動等円滑化基準

建築物移動等円滑化基準は、建築物内の廊下や便所、エレベーターなどのほか、敷地内の通路や駐車場について守るべき基準が示されています。

公共交通移動等円滑化基準

正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または、車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動円滑化を図っていく基準が示されています。

交通バリアフリー法

高齢者や身体障害のある人等、身体機能面で日常生活や社会生活に影響を受ける人の公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的として、平成12年5月に制定された法律の通称です。正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といいます。

こう配

傾きのことをいい、道路のこう配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mにたいして5cmの高低差が生じている場合、こう配は5%となります。

高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことをいいます。

心のバリアフリー

心のバリア（障壁）とは、高齢者や障害者等が持つ問題を知ろうとしないことや理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、とくにバリアフリー新法では、高齢者や障害者等への理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障害者等の施設を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどについて「心のバリアフリー」とし、国民の責務としています。

さ

サイン

サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認できたり、施設や設備の位置を把握することができたりすることで、円滑な移動や施設の利用が可能になります。

視覚障害者誘導用標示

視覚に障害のある人が杖や足の裏の触感覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。

視覚障害者用付加装置付信号機

視覚障害者に青信号となったことを音により知らせる装置です。

施設設置管理者等

施設設置管理者とは公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等および建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいいます。また、施設設置管理者等の「等」は公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

車両乗入部

車両が民地（駐車場）に乗り入れるため、歩道の一部を斜めに切り下げている場所です。車いすの利用者が歩道を通行するとき、この斜めの部分を通行すると車道側に流されてしまう恐れがあるため、平坦部を1m以上確保するよう工夫することが大切です。

重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設および生活関連経路についての移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を、重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね400ヘクタール未満の地区とします。

触知案内図

視覚障害者が施設内の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内版です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

スパイラルアップ

移動等円滑化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展をいいます。

生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障害のある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路等のことです。

た

タウンウォッチング

まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出していくことです。

多機能トイレ

車いすの利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等、あらゆる人の円滑な利用に配慮したトイレです。

段鼻部

階段等の段の先端のことです。また、階段の段鼻部は、移動等円滑化基準により明度差（明暗の差）等を設けるよう示されています。

低床バス

通常のバスより床面が低いバスです。地面から床面までが 55 cm 程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25 cm～30 cm 程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。

道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名称を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準」といい、道路のバリアフリー化を図るための基準が示されており、歩道の幅員や舗装、こう配などについて記述されています。

特定事業

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める計画です。新バリアフリー法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

特定旅客施設

おもに 1 日の利用者数が 5,000 人以上の旅客施設をいいます。特定旅客施設も生活関連施設に含めることができます。

特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場等があります。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するものおよび主として高齢者、障害のある人等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会所などがあります。

都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものか、都市計画区域に設置するものです。

都市公園移動等円滑化基準

都市公園等移動等円滑化基準は、正式名称を「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準」といい、特定公園施設に関するバリアフリー化の基準が示されています。

徒歩圏

国が実施するパーソントリップ調査（人の動きを調べ、交通機関の実施を把握する調査）においては、徒歩圏は概ね0.5～1kmとされています。

な

内方線

ホームの縁端には視覚障害者の転落を防止するため、ホーム縁端に点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障害者は点状ブロックに立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかがわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。

ノーマライゼーション

障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

は

ハートビル法

誰もが利用しやすい建物をつくることを目的として、多数の人が利用する建物について施設整備基準等を定めた法律の通称です。正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という名称です。

バリアフリー

高齢者や障害のある人、妊産婦、けが人等、身体的制約から移動に支障をきたす人の行動の妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」の通称です。平成18年12月に施行され、高齢者、障害者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに、旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらとの間の経路の一体的な整備を促進するための措置等を定めたものです。

福祉タクシー

福祉タクシーとは、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むものであって、一般タクシー事業者が、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に車いす、寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた自動車を使用して行う運送や障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

や

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいいます。

ら

路外駐車場

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車面積500㎡以上、料金を徴収するものをいいます。

策定経緯

(平成 22 年度)

年 月 日	会 議	会 場	概 要
7 月 13 日～ 26 日	ヒアリング調査		<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市身体障害者福祉協会 ・豊川市ろうあ者福祉協会 ・豊川市知的障害者育成会 ・豊川市肢体不自由児（者）父母の会 ・豊川呼吸器友の会 ・豊川精神障がい者家族会 ・豊川市老人クラブ連合会 ・とよかわ子育てネット
7 月 22 日	第 1 回庁内検討会議	本 31 会議室	1. バリアフリー新法及び基本構想の概要について
8 月 10 日	第 1 回策定協議会	協議会室（本庁舎 3 階）	2. 豊川市の概要について 3. 豊川市バリアフリー基本構想について 4. 重点整備地区の選定について 5. タウンウォッチングの実施について
9 月 27 日	タウンウォッチング	八幡地区	まちを歩いてバリアを点検するタウンウォッチングの実施
11 月 4 日	第 2 回庁内検討会議	本 31 会議室	1. タウンウォッチング結果の報告 2. 重点整備地区 生活関連施設・道路の選定について
11 月 17 日	第 2 回策定協議会	協議会室（本庁舎 3 階）	3. 事業者協議及び事業者協議シートについて 4. 国府駅バリアフリー整備の進捗管理について
1 月 18 日	第 3 回庁内検討会議		1. 重点整備地区バリアフリー整備計画（第 5 章）について
1 月 25 日	中間報告会	本 31 会議室	市民向けに事業者協議の中間報告を行った。
2 月 4 日	第 3 回策定協議会	協議会室（本庁舎 3 階）	1. 重点整備地区バリアフリー整備計画（第 5 章）について
	第 4 回策定協議会		パブリックコメントの意見が 0 件のため、協議会を非開催とした。

豊川市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、豊川市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、豊川市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、基本構想の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者等の代表
- (3) 公共交通事業者の代表
- (4) 愛知県公安委員会の代表
- (5) 施設設置管理者の代表
- (6) 市民の代表者
- (7) 交通安全推進団体の代表
- (8) その他市長が必要と認めるもの

3 前項に規定するほか、関係行政機関の職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 豊川市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱（平成16年8月11日施行）は、廃止する。

豊川市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名	団体名・役職名
策 定 委 員	学識経験者	◎大貝 彰	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
	高齢者、障害者等の代表	武田勇次郎	豊川市身体障害者福祉協会 会長
		岩本 節郎	豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害部会長
		山本 雅史	豊川市ろうあ者福祉協会 会長
		深民 智子	豊川市知的障害者育成会 副会長
		村松 好子	豊川市肢体不自由児(者)父母の会 副会 長
		岡田 佳子	豊川呼吸器友の会 会長
		赤川 静雄	豊川市老人クラブ連合会会長
		伊奈 克美	とよかわ子育てネット 代表理事
		佐津川秀雄	豊川市社会福祉協議会 事務局長
		田口 真彦	豊川市健康福祉部長
	市民の代表	加藤 紘三	八南連区長
		林 悠紀夫	桜町連区長
	交通安全推進団体の代表	藤原 廣	豊川市交通安全指導隊 八南分隊長
	公共交通事業者の代表	土川 靖	名古屋鉄道株式会社 土木部建設1課長
		縄稚 泰三	豊鉄バス株式会社 営業企画課長
		鈴木 榮一	愛知県タクシー協会 豊川蒲郡支部 理事
	愛知県公安委員会の代表	八田 吉夫	愛知県豊川警察署 交通課 規制係長
	施設設置管理者の代表	大嶽 弘次	愛知県東三河建設事務所 道路整備課長
		伊藤 洋文	豊川市建設部長
	竹本 和男	市民病院建設監	
ザ ー バ ー オ ブ		高橋 正旨	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
		成田 潤也	愛知県建設部住宅計画課長

◎会長